ル・ディナ

特集

選挙の関係を考察する。 漁業資源について、 資源政策の諸問題を紹介し、特に る。以下では、カンボジアの天然 を実現するために重要なことであ 戦することは、 ることは非常に困難である。しか きる信頼性の高い情報源をみつけ る天然資源と選挙の関係を証明で 者や著述家たちは触れたがらな ら論じるのが難しく、多くの研究 治、 い。そのうえ、カンボジアにおけ センシティブな問題であることか てきたかというテーマは、 しながら、このテーマの考察に挑 カンボジアの天然資源政策と政 特に選挙とどのように関わっ 効果的な資源管理 国家の介入と 非常に

天然資源をめぐる諸問題

おり、多くの人びとはこれらの天物、水などの天然資源に恵まれてカンボジアは森林、土地、水産

部、 文献②)。 る人は一〇〇万人を超える(参考 この湖での漁業で生計を立ててい 三〇〇万人以上が生活しており、 査によるとトンレサップ周辺では なことで有名である。人口統計調 ンレサップ湖は、漁業資源が豊富 東南アジア最大の淡水湖であるト 急速に減少した (参考文献①)。 採によって、カンボジアの森林は ○年代にかけての大規模な違法伐 森林に覆われていた。北東部、 代にかけては国土の七○%以上が た。一九七〇年代から一九八〇年 然資源に依存した生活を送ってき しかし、一九九〇年代から二〇〇 北西部には深い森があった。 西

れていない(参考文献③)。一九割は数多くあるが、実施が徹底さまな問題は、その効果的な管理で主な問題は、その効果的な管理で

4

裕福な個人や企業は土地

じている。

維持に利用されてきた(参考文献

セッ

ショ

ン (Economic Land

投機取引を行い、

経済土地コン

り、 ネスとの関係を指摘した報告書 のエリート政治家と違法伐採ビジ がなされた。しかし、グローバ が監視にあたり、森林保全の試み を抑えるために政府が介入した とっての主な収入源であった。二 ろげていたカンボジアの各派閥に めにかけて、森林は内戦を繰りひ エリート層の利益供与による体制 での活動継続を許されなくなった。 発表後の二〇〇七年、 ル・ウィットネスは、 であるグローバル・ウィットネス 〇〇〇年代初めから、 八〇年代後半から一九九〇年代 「Cambodian Family Trees」 🏖 森林資源と同様に土地もまた、 イギリスを拠点とするNGO カンボジア カンボジア 違法な伐採 初

の多様化を促進すると主張してき や課税および関連サービス料 国土面積の七・四%に相当する広 開発にともなう土地収奪、 させる要因となっている。 ンボジアの豊かな森林資源を減少 よる開発は森林伐採を促進し、カ た。しかし、 地帯での雇用を増やし、生計手段 よって国庫歳入を増加させ、 企業による投資を奨励し、 のことである。 することを認められる長期リース ストリー開発のために土地を開墾 らの天然資源を著しく減少させて 大な土地使用権を保有している。 Pheappimex社は、 に恩恵を与えることが多い。例え ボジア人民党と関係の深い者たち うな権利付与は、 規模な使用権を得てきた。このよ Concession : ELC) いる。 ELCとは、 アグロインダ 大なエリートー 人権侵害など、 近年の経済開発の進展は、これ 首相夫妻と深い関係にある強 経済的に価値のある土地の大 実際には、ELCに 数多くの問題が 政府は、ELC 与党であるカン 族が所有する カンボジアの の また、 使用 名の 紛争、 生. 料 が

題に直面している。トンレサップ漁業資源も、効果的な管理の問

トンレサップ湖で小エビを採る小規模漁業者たち (2013年1月筆者撮影、シアムリアプ州)

漁区をめぐる紛争件数

	漁業区画数	区画総面積(ha)	紛争件数
1998	164	390,000	826
1999	155	953,740	1,990
2000	83	422,203	1,258
2001	82	422,203	493

(出所) Department of Fishery2002 およびHori et al. 2008. Historical changes of the history on the fisheries management in Cambodia.

して 移 置 少すると、 するために森林資源を利用してき に and Sokbunthoeunによると、 0) 0) た カンボジア政府は に左右されてきた。 にわたり、 収益は、 を取 っていっ ためにも使われ (参考文献④)。 ときには兵士への給与支払い 平 工 リー り 和と安定を促進するため 政府は保全のため -関係者との関係を強化 カンボジア政府の その 軍の収入源であっ 層同士の関係を強化 関 心は土地 森 天然資源 てきた。 九九三年以 林資 (源が の措 から 政策 Un ح た 減

漁業資源政策と選

L は 選挙 て、 天然資源の ベ との ルでも指摘できる。 穴だけではなく地 関連が観察され なかでも、 漁 方選挙 る。 **灬業資源** 森林資 そ

 \mathcal{O}

応を目 ものであった。 な 政治的支持を得ることを狙 0) 0 漁業資源 しはドナー 国家 大半を占める農村人口から 的とするの 介 入は、 0) からの 国家介入は、 かもし 資源 庄 力 0 れ への 保 な つ 全 た 有 13 対

の漁

宗業資 撤 廃以前 (源利

(源は、

が 区

漁業資 画

崩 は 0 商

権利を享受し

業漁区

内の

事業主と商

2業漁

区

 σ

周 商

辺で漁を行う普

通の漁

師との間

漁場

取り上

げられるようになってきた

をめぐる紛争が大きな話題として は多くの対立が生じていた。

〇〇件以上に達した

(表1)。

₹

カンボジアの天然資源は、

長年

一○○○年前後には、

紛争は

業漁区所 一二年 Ö

有 漁

が 7

漁を おり、

ってきた。

その

方、

区

.域内で事業主たち

ミュ 与党である人民党が過半数の票を $\overline{\bigcirc}$ 定めており、これに基づ 権のための基本的な法的枠組み にコミュ 入された。これらの法律は地方分 得した。 ユ 地方分権は、 三回の 年、 ーン選挙法の制定とともに 1 · ン 行 ーン評議会選挙 選挙すべてにお 政 〇七年、 管 1理法 \bigcirc お 1) ょ が 年 て二〇 び て、 に コ

業改革 $\overline{\overline{}}$ 策、 行 か。 0) ざれ を対 年に再度、 革は二〇 ように関連しているのであろう 漁業区画 特にトンレサップの漁業とど に割りあてた。 方分権へ 一二年にカンボジア政府は漁 残り た漁区 · を 一 象として実施された。 味深いことに、 Ŏ 一回行っ の商業的漁業区画を撤 を約五六%削減 抜本的な漁業改革 0) 0) 大部 年に商業的漁業区 動 た。 きは天然資源政 そして二〇 分をコミュ 最初 11000 の漁業 削 府

> とっ 影響を受ける四〇〇万人の庶 少なくとも二〇一三年以前の は極めて重要であっ を及ぼすため、 獲得は国政選挙での成功にも影 と引き換えに住民に利益を配分 するという方法で、 あった。 支持を得るため へのアクセスを変更することは ようとしたのではない 'n お コミュニティの漁場として指 L 広大な区域を公共漁場ある て、 () 湖 コミューンレベルでの支持 ては、 の漁業に直接・ 利 政 益 府 を増 工 は 中央政府にとっ リー 0) 漁 便利な手段 B た。 業 政治的な支持 **卜**政 į 区 かと考えら 間接的 漁業資 画 トン 治 を 民 家 選 廃 0 7

1000 年 の漁業改革

る。 としていたが、 そらく一 割当 子% まり 0) 漁区をめぐる紛 1000年、 「を命じた。 の削減と公共漁場として 府介入は、 (表 1) 一〇〇〇年代初期の 全の レサ の試みも ための中 'n プ湖の 同 政 この の対処と思わ 行わ 争の トンレサップで 時に漁業資源 府は漁業区 改革は、 域 れ 抑制を目 内に生 区域 た。 緊張 を設 画 府 保 的 れ お 0) 0) 0

持し、 を、 置した。 ミュニティを監督する開発局を設 された。 fisheries) をつくることを奨励 る漁業コミュニティ (community めに、 とも行った。 命 け、 に、各自の漁業区域を統制管理す られた区域を効果的に管理するた した。このほか商業的漁業区 研究・保全区域に転換するこ 環境省に管理保護の監督を任 地域住民は、 漁業資源を保護するため そして、 地域住民に割り当て 政府は漁業コ 捕獲水準を維

所近くには位置していない。この ミュニティは漁業資源が豊富な場 ミュニティの拠出金によってのみ ミュニティはNGOの支援とコ のに十分ではない。多くの漁業コ や教育などといった任務をこなす る。政府の財政支援はパトロール うちの多くは、 存続している。 いない。第一に、 本来の計画どおりの運営ができて ティが設けられた。しかし、この で、一〇〇を超える漁業コミュニ 域 滅が行われたのは生産性の低い 漁業局とNGOから支援を受 トンレサップ周辺の六つの州 のみ であったため、 第二に、漁業区画 以下の理由により 資金の問題があ 漁業コ

> る、 られる。 うな法的な権限のないことが挙げ 法な漁を行う者をその場で逮捕す として、 とが困難であった。五番目の理由 な密猟者などの問題に対処するこ は最小限のものであるため、 による漁業コミュニティへの支援 力に欠けていた。四番目は、 それを効率的に運営・管理する能 たため、コミュニティメンバーは ティはまったく新しい試みであっ か め 間 っった。 を割いてまでコミュニティの の活動を行おうとすることはな あるいは罰金を科すというよ 漁業コミュニティには違 第三に、 漁業コミュニ 悪質 政府

か 区 最 1) 所 関係は依然として存在する。 区所有者と地元漁師との間の緊張 という点では成功しなかった。 ンレサップの水産資源の保全促進 場をめぐる紛争の軽減、およびト することを目指した。しかし、 漁区の割り当てにより貧困を軽減 を保全し、紛争を軽減し、そして 部区域をコミュニティ住民への 二〇〇〇年の改革は、天然資源 の事業主に牛耳られている。 も豊かな漁場は、 有者は度を超えて勢力をふる 地元民を苦しめ続けており、 相変わらず漁 漁区 曹 漁 漁

> 猟者が湖の資源乱獲する事態を防 ンバーは、 与も指摘される。コミュニティメ 背後には、 彼らの横暴による深刻な環境破 る力の した際にも、任務を全うしていな げていないことを非難している ていること、 してきたとして非難されている。 違法な漁法を用いて乱獲を繰り (参考文献②)。筆者が、村長やそ 聞かれた。 役人たちについて、 報告もある。そして、これらの 他の漁師たちに聞き取り調査を 禁じられた漁具の使用など ある事業主は、 政府役人の不適切な関 政府役人が不正を働い 漁区所有者や違法密 同様の苦情 学薬

●二○一二年の漁業改革

調査委員会は四つのチームに分か 家による調査委員会を組織した。 告書をまとめるための、 発について調査し、不法行為の サップ周辺の漁業区画の管理や開 サップの状況を調査し、 施するために、七月七日、 再編するための首相令第一号を出 した。政府はこの政策を確実に実 トンレサップにおける漁業管理を 序な漁業」(違法漁業) を抑制 二〇一一年五月、政府は「無 有力政治 トンレ トンレ 報 秩

> 漁場に侵入し、 あった。区画所有者は地元住民 が、これは規則に反するもので 使用料を取って又貸ししていた とんどの所有者は区画を分割し、 den book) を無視していた。ほ や規則が記載された責任帳 は、区画の所有者が守るべき勧 考えられた。三五区画の所有 漁業活動は湖の水産資源や生態系 考文献⑥)。さらにまた、彼らの 額よりもはるかに少なかった(参 は全三五区画から納税されるべき にした。すべての区画所有者は国 動に関する異常な状況をあきら 常な、特に商業的漁区所有者の活 漁業セクターにおける幾つかの異 に提出され、 月二二日に会合して調査結果につ ら各大臣が参加した。 た。委員会には水資源気象省、 れて各チームが一つ に極度の悪影響を及ぼしていると に税金を納めていたが、その金 した。報告書は八月一〇日に首 いて話し合い、 調査委員会は、トンレサップの 農林水産省、 翌日承認を受けた。 違法な道具を使 最終報告書を作成 農村開発省 委員会は 県を担当 (bur-額 か 相

逮捕し、 毎シーズン、

罰金を科していたため

区画所有者と地元

航路を塞ぎ、

人々を恣意的

コミュニティメンバーが

な漁場のほとんどを支配して

巻き起こっていた。 人に対する地元民の不満や怒りがくして、区画所有者や漁業関係役民との間で紛争が生じていた。か

け、政府は二〇一二年三月に残り とも提案した。これらの提言をう 住人たちに定住生活を奨励するこ 湖周辺に居住区域を設けることに 最後に、地元民の安全に関して、 範囲を拡大することも提案した。 業法を改正して現地の役人の責任 らに、既存の勧告・規則を改良し 限が与えられた。調査委員会はさ のための保全場所として指定する すべき区画、そして漁業資源回復 とを提案した。トンレサップ当局 の商用漁区を全て撤廃することに ほか、漁業局の構造を改革し、漁 て、厳格な順守を促すためのチー 区画について評価し、決定する権 には、完全に撤廃する区画、維持 を少なくとも一時的に取り消すこ ムを設けることも提案した。この し、三五漁業区画すべての所有権 調査委員会は早急な措置を提言 政府が水上コミュニティの

アで頻繁に取り上げられた。この区の削減と廃止の改革は、メディへの評価は困難である。まず、漁トンレサップにおける漁業政策

改革は、多くの小規模漁師、とくむ革は、多くの小規模漁師、とくむかし、二○○○年の改革は十分しかし、二○○○年の改革は十分に機能せず、二○一二年の改革にに機能せず、二○一二年の改革にに対するコントロールがどのように行われるのかは不透明な状況である。

統誦

重要な領域であった。
とっても政治的支持獲得のためにた。そして、同時に、政治家にたっても政治的支持獲得のためにが、のの国民の生計を支えがジアの多くの国民の生計を支えがジアの多くの国民の生計を支えが、

ではなかった。ことはなかった。しかし、二○一三年のとはなかった。

政府は、これまで独占されていた漁業区画をコミュニティに開放た為業区画をコミュニティに開放たちからの支持を獲得することにたちからの支持を獲得することに成功したかもしれない。しかし、成功したかもしれない。しかし、成対したかもしれない。しかし、成対したかもしれない。しかし、だな資源管理の実現は困難になることを筆者は主張する。カンボジアの天然資源管理の実効性を確保するためには、国家機関とコミュニティベースの組織の両方を改革ニティベースの組織の両方を改革

域創成科学研究科博士課程) (Thol Dina /東京大学大学院新領

《参考文献》

©Le Billion, P. 2000. logging in muddy waters: The politics of forest exploitation in Cambodia". *Critical Asian Studies*, 34 (4): 563-586.

®Sithirith, M. 2011. Political geography of Tonle Sap: Power, space, and resources. Ph. D

Thesis, Faculty of Arts and Social Science, The National University of Singapore.

®Sokhem, P., and Sunada, K. 2006. The governance of the Tonle Sap Lake, Cambodia: Integration of local, national and international level. *Water Resources Development*, 22 (3): 399-416.

(4)Un, K., and Sokbunthoeun, S. 2009. Politics of natural resource use in Cambodia. *Asian Affairs: An American Perspective*, 36: 3.

©Kim, S., and Öjendal, J. 2009. 'Decentralisation as a Strategy for State Reconstruction in Cambodia', In Öjendal Joakim and Mona Lilja (eds), Beyond democracy in Cambodia: Political reconstruction in a Post-Conflict Society. Denmark: NIASpress.

((a) Chhin, B. 2012. Activities of the inspection committee on the management and development of fishing lot in Tonle Sap. Phnom Penh, Cambadia